

## 河川入門講座 (19)

水防 (その 2)  
—消防団と水防団そしてその将来?—

公益社団法人 日本河川協会 参与 松田 芳夫



わが国では、自然災害としての水災（水害）と人為的災害の火災の 2 つは、昔から誰もがどの家庭もが出くわす可能性のあるありふれた災害です。

従って、明治以来の近代の消防組織も、消防と同時に水防を行うこととされてきましたが、不明確な点もあり、昭和24年（1949）制定の「水防法」の制定と、それに伴う消防関係法規の改正により、水防における消防組織の立場が明確にされました。

水防法第 5 条で、“水防団及び消防機関は、水防に関しては、水防管理者の所轄の下に行動する。”と定められています。

消防機関とは、市町村の消防本部、消防署、消防団のいずれか、又は全てのことで、水防管理者とは、水防事務組合、水害予防組合を別にして、一般的には市町村長のことになります。

消防の方は、「消防組織法」の第 6 条、第 7 条で消防の市町村の責務と市町村長が管理者であることが定められているので、消防も水防も最終責任者は市町村長です。

要は、火災のときは消防団は消防隊として活動し、水災のときは水防団として活動するわけです。

実際、水害のとき水防団の無い市町村で現場に出動してくるのは消防車に乗った消防団で、「水防車」なんてまず存在しません。

統計的に見ても、数十万人の消防団、水防団員のうち、水防団員は 2 % 程度です。

さて、敗戦直後の荒廃したわが国が、治水事業も進められない状況下で、くり返し水害に見舞われていたことが水防に力を入れるようになった動機でしたが、その後のダム建設をはじめ、治水事業の進展

により、水害は昭和34年（1959）の伊勢湾台風の災害をピークにして、大幅に減少してきました。

この間、農業従事者の減少と市町村における消防組織の強化充実により、消防団や水防団の団員は減少傾向にあります。

しかしながら、近年にいたり、異常気象による局地的な集中豪雨や宅地の水害危険区域への進出により、水害が増加する傾向にあり、老人ホームや病院などの弱者の施設が被災することも多発し、改めて水防の役割が重視されています。

さらに、従来の、火災や水災の古典的な災害に加えて、地震（津波や火山噴火も）への対応も期待されるようになりました。

このような状況下で、人力主体の水防作業も、建設業者への委託や機械力の導入などが進み、水防団（消防団）は、浸水地域の巡回、警戒、情報伝達、避難の援助、人命救助など住民に対する仕事の比重が増してきました。

消防団、水防団のような、地域社会に密着し、かつ、地元住民の愛郷心にも根差した行動力のある組織は、火災や自然災害ばかりでなく、原子力事故や航空機墜落のような異常事態時に、地域住民への支援システムとして、非常に有効で頼りになる存在です。

古典的な水防団、消防団を水災、火災に限らず非常時全般にわたる住民援助のボランティア的な“緊急支援隊”として発展させるべきと考えますが如何でしょうか。